

戸建復興公営住宅の払い下げ（譲渡）の受付開始について

東日本大震災における防災集団移転促進事業に合わせて、自力困難な世帯向けに戸建復興公営住宅を10地区に92戸整備したところであるが、公営住宅法第44条（公営住宅又は共同施設の処分）に基づき国土交通省東北地方整備局や宮城県と協議を進め、このたび調整が整ったことから、譲渡手続きの受付を開始するものである。

1. 払い下げ（譲渡）の概要について

（1）戸建復興公営住宅入居希望者への説明について

- 平成24年6月の説明会で戸建復興公営住宅の入居希望者に対して、耐用年数の6分の1経過後（5年経過後）に戸建復興公営住宅を払い下げ（譲渡）することもできる旨の説明をし、その際に概要が決まり次第周知することとしていた。

（2）払い下げ対象者への周知等について

- 対象者（防災集団移転促進事業で戸建復興公営住宅に現在入居している世帯）全てに対して、1月末に文書で周知する。
- 希望する世帯に対しては、個別相談（市役所窓口）を行うとともに、家賃算定の際の価格情報を提示して、払い下げ希望の意向を確認していく。

（3）譲渡価格について

- 譲渡価格は市場価格とし、払い下げを希望する住戸に対して、本市が不動産鑑定を実施する。

（4）払い下げの受付開始時期について

- 公営住宅等の譲渡処分承認基準において、「建設後、耐用年数の六分の一を経過している住宅であること」とされていることから、以下の受付開始時期とする。なお、本市からの不動産鑑定も、この時期以降とする。

払い下げ希望受付開始時期	対象団地
令和2年4月 ^{※1}	荒井東第二団地、田子西第三団地、石場団地
令和2年11月 ^{※2}	田子西第四団地、荒井西第二団地、荒井南第三団地、六郷第二団地、七郷団地
令和2年12月 ^{※3}	岡田第二団地、南福室団地

2. 今後の進め方について

- 令和2年1月 対象者全てに対して文書で周知。併せて、個別相談を開始。
- 令和2年4月 払い下げ希望者の受付を開始。併せて、不動産鑑定を実施。
- 令和2年8月 払い下げ価格（不動産鑑定）を提示のうえ、申請を受付。
- 令和2年11月 国からの譲渡承認を受けて、譲渡契約を締結。
- 令和3年2月 譲渡手続きの完了を国へ報告。

（※1の場合。※2、※3は、払い下げ受付開始時期以降同じ周期となる。）